

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（330））
2. 日時：平成29年9月6日 14時30分～17時42分
3. 場所：原子力規制庁 18階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、穂藤保安規定係長

（地震・津波研究部門）

藤田技術研究調査官、福西技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員（発電管理室長代理） 他10名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力安全評価チーム 主任

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力耐震）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山の影響、竜巻）」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<火山の影響>

- 平成12年建設省告示2464号（JIS適合品については、材料強度×1.1倍以下の数値をとることが可能）を積雪荷重に対する評価に適用可能としているが、具体的な適用事例を提示したうえで適用性について整理して説明すること。また、同告示の降下火砕物の荷重への適用性について整理して提示すること。
- 原子炉建屋の束材の検定値0.98について、除灰時の荷重（作業員及び機材の重量、降下火砕物の偏在等）に対して強度に十分な裕度があることを確認、又は運用で荷重条件を制限する等の対応を整理して提示すること。
- 原子炉建屋及びタービン建屋の屋根部の部材の応力評価について、検定値の評価条件及び評価方法を整理し、評価内容の記載を充実させて提示すること。
- 火災防護対策として新設する排煙設備が降下火砕物に対する防護に影響を与

えないことを確認して提示すること。

#### <竜巻>

- 隣接事業所の敷地内の車両管理について、これまで審査会合やヒアリングで繰り返し指摘しているが、日本原子力発電としてどのような権限でどのように管理するのか、整理して提示すること。
- 東海発電所の廃止措置計画に応じた各実施段階における竜巻防護対策の見通しを整理して提示すること。
- 火災防護対策として新設する排煙設備が竜巻防護に影響を与えないことを確認して提示すること。
- 車両の退避を不要とするエリアの設定について、目的及び管理方法が不明瞭なので再度整理して提示すること。
- 車両退避の伝達方法を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

#### 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（外部からの衝撃による損傷の防止（火山））
- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）（審査会合における指摘事項への回答）
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））
- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻） 審査会合コメント回答